⑵　各事項の表示方法について
上記⑴で定める事項を表示するにあたっては、次の事項に留意する。
①　文字等の大きさについて
上記⑴で定める事項を表示するに際して、その文字等の大きさについては、本細則Ⅰ．４．⑵①のとおりとする。
また、上記⑴③のうち本細則Ⅰ．４．⑴②の貸金業協会マークの表示方法については、本細則Ⅰ．４．⑵①のとおりとする。
②　啓発文言の表示方法
上記⑴③のうち本細則Ⅰ．４．⑴③で定める事項（啓発文言）の表示方法については、本細則Ⅰ．４．⑵②のとおりとする。
③　指定紛争解決機関の名称の表示方法
上記⑴③のうち本細則Ⅰ．４．⑴④で定める事項（指定紛争解決機関の名称）の表示の記載例は、本細則Ⅰ．４．⑵③のとおりとする。
⑶　表現内容についての留意事項
表現内容については、本細則Ⅰ．４．⑶に記載する点に留意する。
⑷　出稿先について
出稿先については、以下の媒体へ掲出してはならない。
①　ギャンブル専門紙及びギャンブル専門誌
②　風俗専門紙及び風俗専門誌

４．インターネットによる広告等（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等
⑴　表示すべき事項
広告の種類等（表示サイズや文字数の制限を含む）を問わず、以下の事項を、施行規則第12条第３項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示する。
①　本細則Ⅰ．２．に掲げる事項（法第15条及び施行規則で定める事項）
②　本細則Ⅰ．３．に掲げる事項（その他の必要な表示事項）。なお、同⑹の事項は不動産担保金融等の場合の事項であるため不要となる。
③　本細則Ⅰ．４．⑴に掲げる事項（協会員番号、貸金業協会マーク、啓発文言、並びに指定紛争解決機関の名称）
なお、特に自社でホームページを設けるにあたっては、協会員が取り扱う貸付けに係る商品を紹介するメインのページにおいて、上記①から③に掲げる事項を表示するとともに、返済シミュレーション（クリックにより、返済シミュレーションの専用ページに誘導するハイパーリンク又は画像の表示を含む。）を表示する。
⑵　各事項の表示方法
上記⑴に掲げる事項を表示する際は、消費者への視認性の確保及び内容を明瞭に判断できる大きさとして、例えば14インチ以上のディスプレイで画面の解像度を最大に設定し、ウェブブラウザの表示倍率を100％に設定したとき、１文字につき縦横３㎜以上を基準とし、視認性の確保及び明瞭に判別できる大きさとするよう留意する。
⑶　動画を用いた広告
動画を用いた広告の「貸付条件等の表示」については、広告媒体の性質等を踏まえて合理的な範囲で本細則Ⅱ．２．⑵を準用する。なお、本細則Ⅰ．４．⑴③（啓発文言）については、罫線で囲む等により視認性の確保が可能であれば、単独、かつ、とりきり表示は不要とする。
⑷　表現内容についての留意事項等
①　表現内容については、本細則Ⅰ．４．⑶に記載する点に留意する。また、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないようにし、本細則Ⅳ．で定める事項を遵守する。
②　児童・青少年に配慮した内容とする。特に動画共有サービスやＳＮＳへの広告出稿においては、若年層向けコンテンツに広告が表示される可能性をかんがみ、内容の検討やターゲティングの設定に留意する。
⑸　出稿先
貸付けに係る広告を実施するにあたり、風俗・ギャンブル、その他、安易な借り入れに繋がると思われるWebサイト等へ出稿してはならない。ただし、協会員が出稿先を指定できない場合は、広告掲載の排除に努める。また、不適切な内容を表示しているサイトから、自社に無断で自社ホームページへリンクされていたことを発見した場合は、速やかに当該不適切サイトの管理者等に対しリンク設定の解除要請等を行うように努める。

Ⅳ．誇大広告の禁止等に関する遵守事項及び留意事項等
１．誇大広告の禁止等
貸金業者は、その貸金業の業務に関して行う広告については、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしてはならない。（法第16条第１項）
なお、「著しく事実に相違する表示」、「実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示」とは、広告として一般に通常人が事実に著しく相違する、又は著しく有利と判断するものをいい、実際にその誇大広告によって、事実誤認や有利誤認をしたか否かを問わない。
その他、法及び施行規則、並びに規則で定める表示してはならない表現等については、個別かつ具体的に、規模や業態に応じて判断する必要があるが、広告により提供される情報が、資金需要者等の商品選択に与える影響が大きいことにかんがみ、「２．」以下の例示を参考に、各項目の規制の趣旨に反する表現をしてはならない。
２．資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品を当該貸金業者の中心的な商品であると誤解させるような表示又は説明（法第16条第２項第１号）
この規定は、提供条件が限られた商品（金利帯も含む）にもかかわらず、資金需要者がそれを通常提供される商品と誤認するような表示や、それぞれの商品が適用になる顧客の条件等の内容において、実際と異なる表示やあいまいな表示などを行うことにより、資金需要者等に誤解を生じさせることを規制するものと考えられる。これに抵触するおそれがあると判断されるものとは、例えば次の表現が考えられる。
例）ア　○○ローン特別低利融資実施中
イ　短期間限定金利キャンペーン
（※期間及び対象となる条件、貸付けの利率を表示すればこの限りではない）
ウ　記念特融中
エ　特別優遇・優遇金利
（※比較の対象となる自社商品があり、その旨の説明があれば可）
オ　○○日間のみ年利○○％でご融資
（※期間及び対象となる条件、貸付けの利率を表示すればこの限りではない）
カ　金利引下げ、お安くなりました
（※実施時期、旧料率の表示がなく、事実に反するもの）
キ　年率○○．○％～○○．○％
（※下限の金利を著しく強調している表示）
３．他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘（広告から誘引すること）する旨の表示又は説明（法第16条第２項第２号）
この規定は、既に他の貸金業者からの借り入れが多くある者に対し、又は、失業者などの返済能力がないと思われる者に対して、新たな貸付けを行うことは、多重債務化を助長することに繋がるものと考えられ、これを防止するために規制するものと考えられる。これに抵触するおそれがあると判断されるものは、例えば次の表現が考えられる。
例）ア　他店利用者是非相談
イ　他店利用者大歓迎
ウ　他店利用件数は問題ではありません
エ　今あなたは何件利用していますか
オ　貸出窓口大幅拡大
カ　担保無設定融資（※不動産担保融資の場合。ただし、登記書類を預かる旨の表示をすれば可）
キ　切替え・借換え・おまとめ（※住宅ローン及び施行規則第10条の23第１項第１号又は同項第１号の２に関する広告の場合は可）
ク　返済でお悩みの方
ケ　多額借入中の方も